

特集 災害に強い社会をめざして—最新の取り組みから学ぶ

04

協同の輪を広げ、もしもの災害に備える

こくみん共済coopの事例より

こくみん共済coop本部

聞き手 岩男 望 (京都大学大学院農学研究科博士後期課程)



こくみん共済coop本部 SDGs・ブランド戦略部
中村 慎也氏

はじめに

万が一の災害時、生活再建のためには損害に対する保障を受けることが大きな助けとなるだろう。本稿では、「共済」という視点から災害への備えについて考えたい。

こくみん共済coopに、提供している共済商品と防災・減災についてのお話をうかがった。

こくみん共済coopについて

こくみん共済coop（正式名称：全国労働者共済生活協同組合連合会）は、消費生活協同組合法、いわゆる生協法に基づいて、厚生労働省の認可を受けて設立された、共済事業を行う協同組合である。

設立のきっかけとなったのは、1954年12月に大阪で火災事業を開始したことであった。当時は全国で木造の住宅密集地が非常に多く、今のように防火設備が整った住宅はほぼ存在しなかった。木造の長屋や住宅密集地でひとたび火災が起きれば、大火という災害につながり、人々が一斉に生活の基盤を失ってしまうという状況であった。そのような時代に経済的事情から保険に入れなかった労働者が、それぞれがお互いに助け合うことを目的として火災共済事業を開始した。そうした運動が大阪から、新潟や富山、長野など各地で続き、全国統合を実現したことによって、こくみん共済coopとなったのである。

共済事業について

共済とは、組合員同士がそれぞれ助け合う仕組みであり、さまざまな危険に対して助け合う活動を、保険の仕組みを使って確立した保障事業である。営利を目的としないということが生協法の趣

旨であるため、「組合員に最大奉仕する」「非営利事業を行う」という原則を守りながら、組合員同士の助け合いの活動の輪が広がられてきた。

こくみん共済 coop は、火災共済事業という「住まいの保障」から始まった組織であるが、現在提供している共済は、住まいの保障だけでなく、人の保障、車の補償、賠償の保障まで広がっており、いわゆる保険会社という生損保分野の保障を取り揃えている。ただし、保険会社による保険とは異なり、組合員同士で助け合い、組合員が運営する組織であるため、保障の契約対象には法人は含まれず、出資金を出して居住地または勤務地の共済生協の組合員になった人が対象となる。

災害に備えるために ：住まいる共済

災害へ備える共済として、こくみん共済 coop では「住まいる共済」を提供している。「住まいる共済」は、火災共済と自然災害共済の2つを合わせた名称である。火災や雷のほか、地震・台風・雪害などの自然災害、そして盗難などの被害も対象として、住宅全般に関わる保障をおこなうものである。保障の範囲は建物そのものと、建物に収容されている家財道具を対象としている。住まいが自ら所有する家であっても、借りて住んでいる家であっても保障の対象となる。住宅を借りている場合は、自分の持ち物ではない家には契約することはできないので、家財道具に契約するということになる。

掛金は、月払いと年払いで設定されている。物件所在地のリスクの頻度や築年数に応じた掛金体系とはなっておらず、全国一

律の掛金で運営をしているというところが特徴である。「全国の組合員で助け合い、危険を負担し合う」というところが、この助け合いの仕組みの1番のポイントだ。

近年の共済の傾向

共済全体の加入者・加入件数の近年の傾向として、増加が著しいものが自然災害共済であるという。火災共済と自然災害共済を合わせた「住まいる共済」のうち、自然災害共済の部分が特に増加している。これはおそらく自然災害が多発化、そして激甚化しているということが背景にあると考えられている。

共済商品全体のうちに占める「住まいる共済」の共済金支払い割合は年度にもよるが、大災害が起きたときにはその割合は膨らむ。東日本大震災や熊本地震のような大災害が起きたときは、災害に対する共済金が大きくなった。新型コロナウイルス感染症が拡大した際には入院や死亡といった共済金が増加するなど、共済金の規模は、災害の発生や社会状況に応じて変動するものとなっている。

風水害の増加による 保障内容の改善

近年は地震による被害だけでなく、風水害も深刻になっている。このような状況に際して、こくみん共済 coop では、組合員から保障内容の改善要望に応える形で、今年4月1日から「住まいる共済」の改定を行っている。たとえば自然災害共済部分の掛金の一部を見直して、保障内容を改善している。台風や風水害では、もともととは損

害が 10 万円以上を超えた場合に保障対象とする制度であったが、損害が 10 万円以下であっても対象になるよう変更された。また、以前は損害のランクに応じて共済金を支払うという形式であったが、改定後は、実際にどれだけ実損害があったかに応じて支払いをする内容へと変わっている。さらに、総支払い限度額を大きくしたり、風水害で被害が多い物置やカーポート、車庫などに対して今まで一律 2、3 万円のお見舞い金の支払いがおこなわれていたものを実損害額保障にとする改定を行っている。

ホームページをみると、住まいや家財の被害の多くは自然災害が原因で、住まいに関する共済金支払いのうち自然災害による支払い件数割合は 87.3% となっている（図 1）。住まいに被害を与える風水害やその他の災害が増えている状況のなかで、今回の改定は、そうした状況に対応する内容となっている。

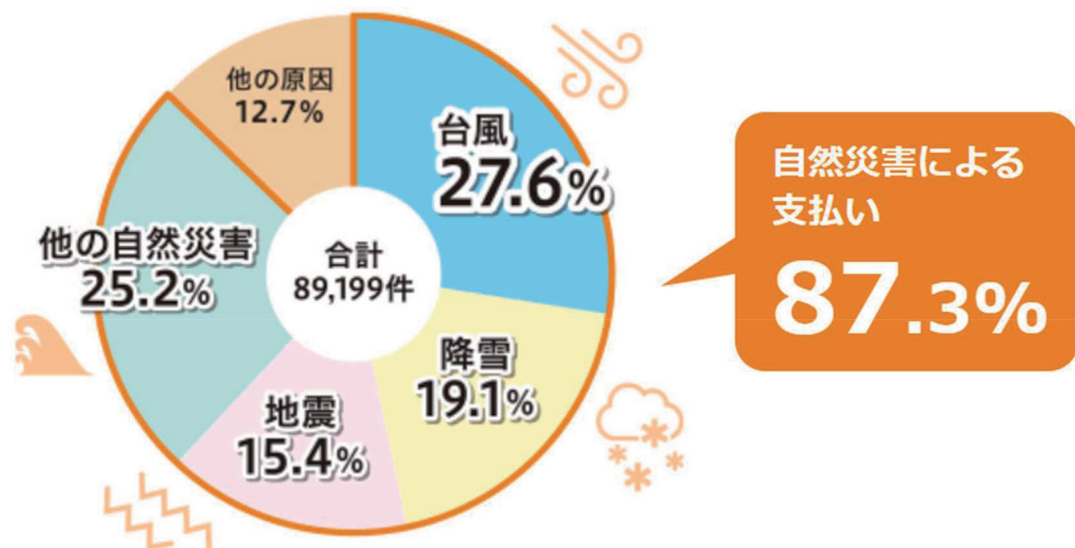
共済に対する組合員の要望は、実際に共

済金を支払う場面で受けるほか、電話やホームページでも受けている。なにより、こくみん共済 coop では、組合員が組織運営に関わっているため、各県の運営組織において組合員や組合員が所属する協力団体の代表が要望として声を上げることができる。そういった仕組みにより、商品改定するときなどには組合員の意見をすくうことができているのである。

実際の対応事例

実際に災害による被害が発生した際には、どのような対応がなされるのであろうか。

大規模災害の場合は対応方針が定められており、その方針に基づいた対応が行われる。たとえば今年 1 月の能登半島地震であれば、北海道から沖縄までの全国の職員が石川県や富山県、新潟県へ応援に入り、1



※2022年度「住まいに関する共済金」原因別支払件数の割合

図 1 自然災害による支払いの割合（こくみん共済 coop ホームページより引用）

軒1軒被災地の契約者宅を訪問し調査する体制が敷かれた。なお、奥能登エリアにおける損害認定にあたっては、航空写真や衛星写真および自治体等の各種発表の情報をベースとした独自調査にもとづき、全壊エリアや一部壊エリアを特定、損害認定したうえで、迅速な共済金支払いにつなげている。災害の種類によっては書類で審査をする場合もあるが、基本的に火災などの単発的な災害については職員が契約者宅を訪問し、実際に目で確かめて調査する。組合員と向き合って話をし、共済金請求の手続きまで案内する流れになっている。

この十数年で対応の規模が1番大きかったのが東日本大震災であったが、このときは全国から延べ約357万人の役職員が被災地へ応援に入り、1軒1軒契約者宅を訪問して調査が行われ、共済金の支払いが進められた。原発事故による避難区域では、県外への避難等で連絡がつかない方も多くいたが、自治体への協力要請などあらゆる手段を講じながら避難先の調査と組合員対応を進め、「最後のお一人まで」を合言葉に、通常の組合員からの共済金請求期限である3年を超えて、発災から6年が経過した2017年の6月に最後の組合員へ支払いを完了することができたという。組合員からの請求を待つのではなく、共済商品を提供する側から組合員に積極的に寄り添っていくという取り組みが進められてきた。

今年発生した能登半島地震でも、今まさに対応が続いているところである。共済金の支払い対応は、9割以上完了しているが、やはり住居が全壊になって燃えてしまったり、連絡が取れない方もいると考えられる状況にあって、「最後のお一人まで必ず共済金をお届けする」という姿勢はこれまでと変わらないという。

防災・減災の取り組み

こくみん共済coopでは、共済商品の提供だけではなく、いろいろな防災・減災の取り組みに力を入れている。

そのうちのひとつで、2007年の創立50周年を契機にスタートしたのが「ぼうさいカフェ」である。「ぼうさいカフェ」は、内閣府が国民の防災意識向上を目的に出前講座として推進していたプログラムである。（現在、内閣府主催のぼうさいカフェは終了している。）難しく捉えられがちな防災・減災であるが、お茶を飲むような気軽さで防災・減災に触れて、子どもから大人まで「楽しく学んでもらうこと」をコンセプトに幅広く普及・啓発活動を展開している。毎年、全国各地で「ぼうさいカフェ」や、その他の名称のイベントの運営をしており、防災グッズの展示であったり、防災クイズを通した防災の学びや、ワークショップなどのコンテンツを提供しているという。各地域で、防災の地域特性があるため、それに合わせてそれぞれ工夫を凝らし、いろいろな団体と共創をして、独自にイベントを開催している。現在は、今までの企画をさらに発展させた「これからの防災・減災プロジェクト」の取り組みも始まっている。「ぼうさいカフェ」を始めたときよりも台風や大雨といった災害が大規模化・頻発化していることを受け、東日本大震災から10年目の節目となる2021年に開始された。この「これからの防災・減災プロジェクト」は、意識啓発にとどめずに、地域や職場で助け合ったり、行政や自治体と連携したり、自助・共助・公助のすべてで取り組むことを目指したプロジェクトである。

また、こくみん共済coop本部が所在する渋谷区において、産官学民による共創型プロジェクトである「もしもプロジェクト」

を 2021 年からスタートした。その一環として、大規模な防災・減災啓発イベント「もしもフェス」を代々木公園で 2022 年から開催している。2023 年からは名古屋市でも開催されるなど、その取り組みは広がりを見せている。



TOKYO もしも FES 渋谷 2023 ステージの様子

さらに、ウェブサイトでは、防災に関する情報発信にも力を入れている。「お住まいの地盤診断サービス」や「防災リーダー診断」、「親子で学べる防災クイズ」といったデジタルコンテンツが充実している。イベントもウェブ上のサービスも、小さなお



図 3 親子で学べる防災クイズ
(こくみん共済 coop ホームページより引用)

子さんでも楽しめるようなコンテンツとなることを意識して制作されている。

このように、イベントの実施や情報提供といった取り組みがだんだん拡充されてきた流れの中では、大きな災害がきっかけになった動きもある。阪神・淡路大震災の発生後は、現在は国の制度となっている被災

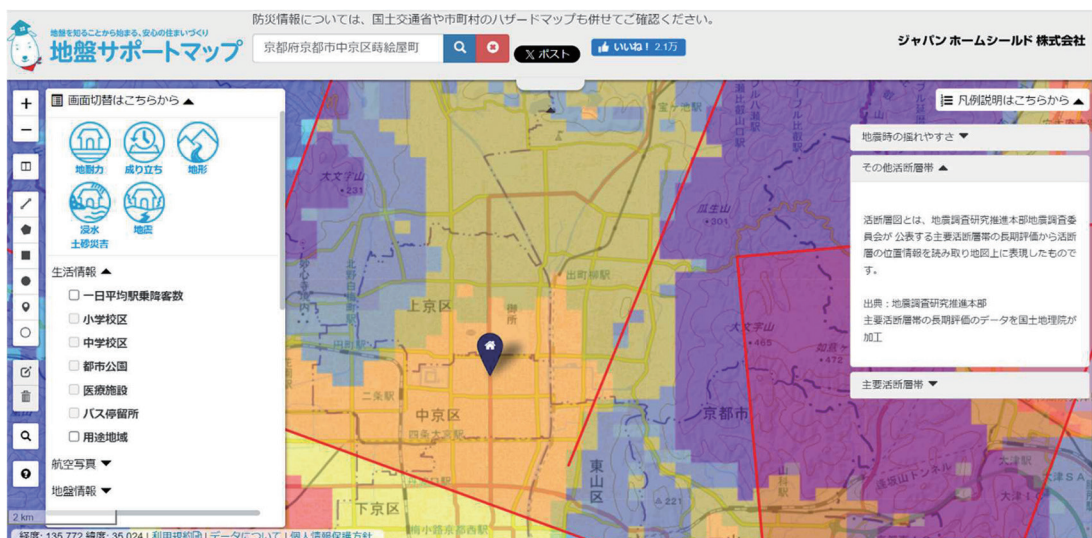


図 2 地盤診断サービスの一例（こくみん共済 coop ホームページ「お住まいの地盤診断サービス」より引用）

者生活再建支援法の成立に向けて、様々な団体と全国的な署名活動を展開し、その成立に結び付けた。このように、災害が起きたときにはその都度、運動や被災者への支援活動を人々と協力して起こしてきたという歴史がある。

共済事業自体は何かあったときの経済的な支援の仕組みであるが、それだけでは十分ではない場合がある。そのため、もしものときの被害を予防して被害を軽減する取り組みや、被害から速やかに復興や生活再建を実現するための取り組みも重要であるところくみん共済 coop では考えられている。

今後の課題

1954年に火災共済事業から始まったところくみん共済 coop は、今年の12月で火災共済誕生70周年の節目になる。戦後、復興間もないころに、ひとたび火災が起きれば生活の全てが失われるという時代に、誰もが入れる住宅保障があれば安心して働けるという労働者の思いのもとに、働く仲間同士が少しずつお金を出し合ってお互いを助け合う仕組みが作られた。この共済事業は、そのような原点から、阪神・淡路大震災や東日本大震災を経て、助け合いの輪をどんどん拡大してきた。阪神・淡路大震災後に被災者生活再建支援法の実現に向けた国への働きかけをおこなったように、生活協同組合の精神である「助け合いの力」を結集させることが今後も大切だとくみん共済 coop は考えている。引き続きその原点を見つめ直しながら、組合員の暮らしを支えていくために、組合員や協力団体、様々な団体の人々と共創して、もしものときとその前後の安心を提供していくことを広く社会に発信していくこととしている。

取材を終えて

災害発生時には職員が現場に入って調査をして、最後の一人まで寄り添って共済金の支払いの対応をしていくという姿勢からは、組合員同士が支えあうという共済の理念が感じられた。万が一の際には、そのような寄り添う姿勢は人々に心強さを与えるのではないだろうか。また、本稿では災害に対する保障としての共済事業がテーマであったが、こくみん共済 coop は共済事業だけではなく、防災・減災を普及啓発する様々な活動にも取り組まれている。共済ならではの人の助け合いの仕組みや、助け合いの輪の広がりを若い世代を含めたすべての人々に伝えていくことを重視していってほしいことが取材を通して強く感じられた。

〈謝辞〉

本稿の執筆にあたり、快く取材に応じてくださりましたこくみん共済 coop の中村氏、比企野氏、加藤氏に心より感謝申し上げます。

〈参考〉

住まいの共済ホームページ

<https://www.zenrosai.coop/kyousai/kasai.html>